2　指定試験機関の指定については、申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとすることとした。

3　指定試験機関の指定については、都道府県知事は申請者が、法人以外の者であるときは、指定試験機関の指定をしてはならないとすることとした。

4　法第一六条の五第一項の政令で定める作業は、農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業等とすることとした。

5　法第一六条の五第一項の政令で定める要件は、出入国管理及び難民認定法（昭和二六年一〇月四日政令第三一九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満一八歳以上であること等とすることとした。

6　法第一六条の五第一項の政令で定める基準は、法第一六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること等とすることとした。

7　法第一六条の七第一項の政令で定める基準は、本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること等とすることとした。

8　その他所要の改正を行うこととした。

二　関係政令の一部改正関係（第二条～第九条関係）

児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）等の関係政令について所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年九月二二日）から施行することとした。

―――――――――

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第二四七号）（国土交通省）

1　釧路港、阪神港、八木港及び姫路港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　相馬港を特定港とすることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二九年一〇月一日から施行することとした。ただし、釧路港に関する規定は、平成二九年一一月一日から施行することとした。

―――――――――

政　令

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四十四号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

法第二十一条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

三　金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有するイからニまでに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であって、同項の規定により有価証券とみなされるもの

イ　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分

ロ　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分

ハ　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）

(1)　金融商品取引法第二条第一項第六号に掲げる出資証券

(2)　金融商品取引法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券

(3)　金融商品取引法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資引受権を表示する証券

(4)　金融商品取引法第二条第一項第九号及び(1)から(3)までに掲げる有価証券並びに(5)に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証書

(5)　(1)から(3)までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの